

審決	
<p>(ア) 刊行物 1</p>	<p>ウ 刊行物の記載事項</p> <p>(ア) 刊行物 1</p> <p>本願優先日前に頒布された刊行物 1には、以下の事項が記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摘示事項 1-a：(特許請求の範囲) <p>(【請求項 1】 シュー形式の長尺ニップレスもしくはカレンダー用、または他の抄紙アプリケーションおよび紙加工アプリケーション用樹脂含浸エンドレスベルトにおいて、(1) 基礎布：前記基礎布は内面、外面、機械方向及び機械に直交する方向を持つエンドレスループの形であって、且つ前記機械方向 (MD) 構成要素と機械に直交する方向 (CD) 構成要素を持っており、ここでは少なくとも前記 MD 構成要素の幾らかは 0.16 cm 乃至 1.27 cm の距離で互いに離れた間隔をおき、又少なくとも前記 CD 構成要素の幾らかは 0.16 cm 乃至 1.27 cm の距離で互いに離れた間隔をおいており、前記 MD 構成要素は多数の交差点で前記 CD 構成要素と交差して、且つ前記 MD 構成要素は前記交差点で前記 CD 構成要素に連結されている；及び(2) 前記基礎布の前記内面上への第一重合体樹脂の被膜：前記被膜は前記基礎布に含浸して液体に対する不透性を与え、又その内面に層を形成して、前記被膜は滑らかであり且つ前記ベルトに一樣な厚さを与えている、より成っている前記樹脂含浸エンドレスベルト。</p> <p>【請求項 6】 前記第一重合体樹脂がポリウレタン樹脂である、請求項 1 に記載の樹脂含浸エンドレスベルト。</p> <p>・・・ (中略) ・・・</p> <p>【請求項 55】 前記基礎布の前記 MD 構成要素と前記 CD 構成要素が第三重合体樹脂でコートされ、前記第三重合体樹脂は前記第一重合体樹脂に化学的な親和力を持っていて前記第一重合体樹脂と前記基礎布の間にタイコートを与えて、前記第一重合体樹脂が前記第三重合体樹脂に化学的に結合している、請求項 1 に記載の樹脂含浸エンドレスベルト。</p> <p>【請求項 56】 前記第三重合体樹脂がポリウレタン樹脂である、請求項 55 に記載の樹脂含浸エンドレスベルト。) (当審による仮訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摘示事項 1-b：(0062) (更に、基礎布の糸は、含浸樹脂と基礎布の間のタイコートとして作用し、又は含浸樹脂が化学的に結合するであろう基礎布を含浸するのに使用されるべきものについて、化学的な親和力を持っている重合体樹脂でコートされても良い。) (当審による仮訳)
<p>(イ) 刊行物 2</p>	<p>本願優先日前に頒布された刊行物 2には、以下の事項が記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摘示事項 2-a：「現在使用中のカレンダーベルトの第 2 の短所は構造的完全さの欠如である。織られた生地構造の糸に機械的に接着された樹脂コーティングを有するどんな被覆布でも、樹脂コーティングの剥離が起り得る。もし樹脂コーティングが、多重薄層パス (MTP) 工程のように、一層以上が塗布されるならば、層間剥離の可能性はそれがカレンダーのニップを通過する時、又は応力集中点として知られるニップを横切る特定の場所で、カレンダーベルトに押しつけられる剪断応力によっても惹き起される。これらの場所はロールの縁；表面の“ダビング”が僅かに不正確なロールの表面；又はカレンダーベルトが複雑な曲りを取り得るシューの縁であり得る。」(段落【0012】) ・摘示事項 2-b：「【発明が解決しようとする課題】従って、本発明のカレンダーベルトは基礎生地、基礎生地に取付けられるステープルファイバー打綿、それにより与えられた基礎生地とステープルファイバー打綿より成るファイバー/生地複合構造体、及び実質的に一樣な深さでファイバー/生地複合構造体の少なくとも一つの側に一つの層を形成するファイバー/生地複合構造体を充填するポリマー樹脂材料より成る、又この一つの層の側はカレンダーベルトのエンドレスループの形の外側となるような上側である。本発明のカレンダーベルトは不透水性である。」(段落【0016】) ・摘示事項 2-c：「ポリウレタン樹脂系のような重合樹脂系は、打綿ファイバーが取付けられ且つファイバー/生地複合構造体の内部に実質的に一樣な深さまでその表面から浸透を許すように、ファイバー/生地複合構造体の表面に塗布される。」(段落【0031】) ・摘示事項 2-d：「更に、ステープルファイバー打綿は基礎生地にポリウレタン樹脂を結びつける作用をする」(段落【0061】)
<p>一致点</p>	<p>(2) 補正の目的及び独立特許要件について ・・・</p> <p>オ 対比・判断</p> <p>(ア) 対比</p> <p>本願補正発明と引用発明とを対比する。</p> <p>引用発明の「機械方向」、「機械に直交する方向」は、本願発明の「縦方向」、「横方向」に相当する。そして、本願補正発明の「ベースサポート構造体」は、内面、外面、縦方向および横方向を有するエンドレスループ形をとるものであるところ、引用発明の「基礎布」も、内面、外面、機械方向及び機械に直交する方向を持つエンドレスループの形をとるものであるから、引用発明の「基礎布」は、本願補正発明の「ベースサポート構造体」に相当する。また、引用発明の「第一重合体樹脂」は、本願補正発明の「第二高分子樹脂材料」に相当する。</p> <p>そうすると、本願補正発明と引用発明とは、</p>

別紙3 審決

	<p>「シュー形式の長尺ニッププレスもしくはカレンダー用または他の抄紙アプリケーションおよび紙加工アプリケーション用樹脂含浸エンドレスベルトであって、前記樹脂含浸エンドレスベルトがベースサポート構造体、前記ベースサポート構造体の内面および外面の少なくとも一方の上の第二高分子樹脂材料被膜からなり、前記ベースサポート構造体は内面、外面、縦方向および横方向を有するエンドレスループ形をとり、前記被膜は前記ベースサポート構造体に含まれてこれを液体に対して不浸透性となし、さらに前記被膜は滑らかであって、かつ、前記ベルトの厚みを均一にし、前記第二高分子樹脂材料は、ポリウレタン樹脂であることを特徴とする前記ベルト。」で一致するのに対し、以下の点で相違する。</p>
<p>・相違点 i)</p>	<p>i) 本願補正発明は、ベースサポート構造体が、ステープルファイバークラフトが付着した構成をとっているのに対し、引用発明は、そのような構成をとっていない点</p> <p>刊行物2の上記摘示事項2-a(段落【0012】)には、「・・・織られた生地構造の糸に機械的に接着された樹脂コーティングを有するどんな被覆布でも、樹脂コーティングの剥離が起り得る。」と課題について言及されており、上記摘示事項2-b(段落【0016】)には、その課題解決のための一手段として、「本発明のカレンダーベルトは基礎生地、基礎生地に取付けられるステープルファイバークラフト、それにより与えられた基礎生地とステープルファイバークラフトより成るファイバークラフト複合構造体、及び実質的に一様な深さでファイバークラフト複合構造体の少なくとも一つの側に一つの層を形成するファイバークラフト複合構造体を充満するポリマー樹脂材料より成る、又この一つの層の側はカレンダーベルトのエンドレスループの形の外側となるような上側である。」ことが記載され、また、作用効果として、上記摘示事項2-d(段落【0061】)には、「更に、ステープルファイバークラフトは基礎生地にポリウレタン樹脂を結びつける作用をする」と記載されている。</p> <p>そうすると、刊行物2には、基礎生地と、基礎生地に充満するポリマー樹脂材料より成るエンドレスループの形をとるカレンダーベルトにおいて、樹脂コーティングの剥離を防止するために、ステープルファイバークラフトが付着した基礎生地を用いる技術が記載されている。</p> <p>そして、刊行物2の上記摘示事項2-a(段落【0012】)に記載されるように、織られた生地構造の糸に機械的に接着された樹脂コーティングを有するどんな被覆布でも、樹脂コーティングの剥離が起り得るため、樹脂コーティングの剥離を防止しようとするのは当業者にとって自明の課題である。してみると、引用発明において、樹脂コーティングの剥離を防止するという当業者にとって自明の課題を解決するために、刊行物2に記載された技術に基づき、ベースサポート構造体として、ステープルファイバークラフトが付着した構成をとることは当業者にとって容易なことである。</p>
<p>・相違点 i i)</p>	<p>i i) 本願補正発明は、ステープルファイバークラフトの繊維の少なくとも一部には第一高分子樹脂材料が含まれている構成をとっているのに対し、引用発明は、そのような構成をとっていない点</p> <p>引用文献1の上記摘示事項b(0062)には、本願補正発明の「第一高分子樹脂材料」に相当する「第三重合体樹脂」に関し、「更に、基礎布の糸は、含浸樹脂と基礎布の間のタイコートとして作用し、又は含浸樹脂が化学的に結合するであろう基礎布を浸透するのに使用されるべきものについて、化学的な親和力を持っている重合体樹脂でコートされても良い。」と記載されていることから、ベースサポート構造体の糸が「第一高分子樹脂材料」でコートされていることが記載されていると認められる。</p> <p>そして、上記「・相違点 i) について」で示したように、ベースサポート構造体として、ステープルファイバークラフトが付着した構成をとることは当業者にとって容易なことであったのであるから、この場合、そのステープルファイバークラフトは、引用発明におけるベースサポート構造体の糸の一部となる構成となり、この構成により、ステープルファイバークラフトの繊維の少なくとも一部には第一高分子樹脂材料が含まれている構成を当然にとるものと認められる。</p> <p>したがって、引用発明に刊行物2に記載された技術を適用して、ステープルファイバークラフトの繊維の少なくとも一部には第一高分子樹脂材料が含まれている構成をとることは当業者が容易に想到し得ることと認められる。</p>
<p>・相違点 i i i)</p>	<p>i i i) 本願補正発明は、第二高分子樹脂材料被膜がステープルファイバークラフトを被包している構成をとっているのに対し、引用発明は、そのような構成をとっていない点</p> <p>引用発明は、ベースサポート構造体の内面および外面の少なくとも一方の上の第二高分子樹脂材料被膜を備えるものである。</p> <p>そして、上記「・相違点 i) について」で示したように、ベースサポート構造体として、ステープルファイバークラフトが付着した構成をとることは当業者にとって容易なことであるのであるから、この場合、そのステープルファイバークラフトは、引用発明におけるベースサポート構造体の糸の一部となる構成となり、この構成により、第二高分子樹脂材料被膜がステープルファイバークラフトを被包している構成を当然に採用しうるものと認められる。</p>

別紙3 審決

	<p>したがって、引用発明に刊行物2に記載された技術を適用して、第二高分子樹脂材料被膜がステーブルファイバーバットを被包している構成をとることは当業者が容易に想到し得ることと認められる。</p>
<p>・相違点 i v)</p>	<p>i v) 本願補正発明は、第二高分子樹脂材料はステーブルファイバーバットに含まれる第一高分子樹脂材料に対して親和性を有する構成をとっているのに対し、引用発明は、そのような構成をとっていない点</p> <p>上記「エ」で示したように、引用発明は、「前記第三重合体樹脂は前記第一重合体樹脂に化学的な親和力を持っていて前記第一重合体樹脂と前記基礎布の間にタイコートを与えて、前記第一重合体樹脂が前記第三重合体樹脂に化学的に結合し」という構成を有するものである。</p> <p>そして、上記「オ（ア）」で示したように、引用発明の「第一重合体樹脂」は、本願補正発明の「第二高分子樹脂材料」に相当し、また、引用発明の「第三重合体樹脂」は、第一重合体樹脂に化学的な親和力を持っていて第一重合体樹脂と基礎布の間にタイコートを与えるものであるから、本願補正発明における、第二高分子樹脂材料に対して親和性を有する「第一高分子樹脂材料」と作用機能を同じくするものである。</p> <p>そして、上記「・相違点 i)」について」で示したように、ベースサポート構造体として、ステーブルファイバーバットが付着した構成をとることは当業者にとって容易なことであるから、この場合、そのステーブルファイバーバットは、引用発明におけるベースサポート構造体の糸の一部となる構成となり、この構成により、第二高分子樹脂材料はステーブルファイバーバットに含まれる第一高分子樹脂材料に対して親和性を有する構成を当然に採用しうるものと認められる。</p> <p>したがって、引用発明に刊行物2に記載された技術を適用して、第二高分子樹脂材料はステーブルファイバーバットに含まれる第一高分子樹脂材料に対して親和性を有する構成をとることは当業者が容易に想到し得ることと認められる。</p>
<p>・相違点 v)</p>	<p>v) 本願補正発明は、第二高分子樹脂材料被膜はベースサポート構造体に付着したステーブルファイバーバットと機械的に結合するだけでなく化学的に結合している構成をとっているのに対し、引用発明は、そのような構成をとっていない点</p> <p>上記「・相違点 i)」について」で示したように、ベースサポート構造体として、ステーブルファイバーバットが付着した構成をとることは当業者にとって容易なことであったのであるから、この場合、そのステーブルファイバーバットは、引用発明におけるベースサポート構造体の糸の一部となる構成となり、この構成により、本願補正発明の「第二高分子樹脂材料被膜」に相当する「第一重合体樹脂」はベースサポート構造体に付着したステーブルファイバーバットと機械的に結合する構成を当然に採用しうるものと認められる。</p> <p>また、上記「エ」で示したように、引用発明は、「前記第一重合体樹脂が前記第三重合体樹脂に化学的に結合し」という構成を有するものである。このため、ベースサポート構造体として、ステーブルファイバーバットが付着した構成をとる際に、本願補正発明の「第二高分子樹脂材料被膜」に相当する「第一重合体樹脂」は、ベースサポート構造体に付着したステーブルファイバーバットにおける「第三重合体樹脂」を介して化学的にも結合している構成を当然に採用しうるものと認められる。</p> <p>したがって、引用発明に刊行物2に記載された技術を適用して、第二高分子樹脂材料被膜はベースサポート構造体に付着したステーブルファイバーバットと機械的に結合するだけでなく化学的に結合している構成をとることは当業者が容易に想到し得ることと認められる。</p>
<p>・相違点 v i)</p>	<p>v i) 本願補正発明は、第一高分子樹脂材料及び第二高分子樹脂材料は、互いに異なるポリウレタン樹脂であるのに対し、引用発明は、そのような特定がされていない点</p> <p>上記「・相違点 i v)」について」で示したように、引用発明に刊行物2に記載された技術を適用して、第二高分子樹脂材料はステーブルファイバーバットに含まれる第一高分子樹脂材料に対して親和性を有する構成をとることは当業者が容易に想到し得ることである。</p> <p>そして、その材料の選択は、大別すると両者が、「同じもの」か「互いに異なるもの」かのいずれかである。</p> <p>よって、引用発明において、第一高分子樹脂材料及び第二高分子樹脂材料は、互いに異なるポリウレタン樹脂であるものを選択することは当業者にとって容易なことである。</p>

別紙3 審決

<p>(ウ) 効果について</p>	<p>本願補正発明の効果は、本願補正明細書の段落【0009】の「改善点のなかには、高分子樹脂被膜が基布から剥離しないようにする必要性から強く推進されたものがあり、基布と被膜の間の機械的な結合を改善する手段に関連するものもある。」との記載より、「基布と被膜の間の機械的な結合を改善する」ものであると認められる。</p> <p>一方、引用発明は、「基礎布のMD構成要素とCD構成要素が第三重合体樹脂でコートされ、前記第三重合体樹脂は前記第一重合体樹脂に化学的な親和力を持っていて前記第一重合体樹脂と前記基礎布の間にタイコートを与えて、前記第一重合体樹脂が前記第三重合体樹脂に化学的に接合」するもので、当該構成より、基布と被膜の間の機械的な結合を改善するものと認められるところ、その引用発明に、樹脂コーティングの剥離を防止するために、基礎生地にステープルファイバー打綿を取付ける引用例2に記載された技術を適用するのであるから、本願補正発明の上記効果は、引用発明及び刊行物2に記載された技術から当然に予測されるものに過ぎない。</p> <p>また、本願補正明細書を参照しても、「第一高分子樹脂材料及び第二高分子樹脂材料が、互いに異なるポリウレタン樹脂」であることにより、格別な効果を奏するものとは認められない。</p>
<p>(エ) 請求人の主張について</p>	<p>請求人は、平成21年4月10日付けの審尋に対する回答書において、「理由2において挙げられた引用文献5（本補正却下の決定における「刊行物2」）は、本願のような第一高分子樹脂材料をバットに塗布する構成について示唆も教示もしていない。特に、引用文献5の段落【0061】には、ステープル繊維バットにおいて「つなぎの上塗り又は内部の層に樹脂の剥離を予防する必要はない」と記載されている。したがって、引用文献5を参考とすることで、当業者が、引用文献1における第一高分子樹脂の塗布により（すなわち、引用文献5と引用文献1を組み合わせることにより）本願の発明をなすことはできないと史料する。なぜなら、前述したように、引用文献5ではバットにおける樹脂の塗布の必要性を完全に否定しているので、塗布技術を用いた他の文献と引用文献5とを組み合わせる技術的動機がないからである。」と主張しているので、この主張について検討する。</p> <p>刊行物2の段落【0061】の「つなぎの上塗り又は内部の層に樹脂の剥離を予防する必要はない」の文章の意味が不明なので、その記載について検討するために、刊行物2の Patent Family である欧州特許出願公開公報第877119号（以下、「刊行物2 a」という。）の記載を参照してみる。</p> <p>刊行物2の段落【0061】に対応する箇所は、刊行物2 aの第11欄第51～57行に相当する。そこには、「Further, the staple fiber batt acts to tie the polyurethane resin to the base substrate, and eliminates the need for a tie coat or inner layer, thereby preventing resin delamination therefrom because of the higher coating surface area presented by the staple fiber batt as compared to a base substrate lacking a staple fiber batt.」とあり、当審により仮訳すると「さらに、ステープルファイバーバットは、基礎生地にポリウレタン樹脂を結びつける作用をし、そして、タイコートやインナーレイヤーを不要にする。そして、ステープルファイバーバットを欠く基礎生地と比べてステープルファイバーによって現れる高いコーティング表面積により樹脂が剥離されることが防止される。」と訳されることから、刊行物2には、「ステープルファイバーバット基礎生地にポリウレタン樹脂を結びつける作用をし、そして、タイコートやインナーレイヤーを不要にする。」ことは記載されているものと認められる。しかしながら、この記載は、ステープルファイバーバットがあれば、それ以上にはタイコートやインナーレイヤーを必要としなくなるというだけであって、タイコートを設けてはならない、ということまでを述べているのではないと認められる。</p> <p>このため、引用発明と刊行物2に記載の技術を適用する動機付けは十分有するものと認められる。</p> <p>よって、請求人の上記主張は採用できない。</p>
<p>カ まとめ</p>	<p>よって、本願補正発明は、引用発明及び刊行物2に記載の技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により、特許出願の際独立して特許を受けることができるものではない。</p> <p>3 補正の却下の決定のむすび・・・</p>